

信濃国更級郡岡田村寺沢家文書『書物直段付覚』（松本白木屋付）

若尾 政希

寺澤家文書は、近世を通じて信濃国更級郡岡田村（現・

長野市篠ノ井岡田）に居住し、天保五年（一八三四）からは庄屋を務める家の一つとなった寺澤家⁽¹⁾に伝わった文書である。現在は長野県立歴史館に收藏され『岡田村寺澤家文書目録』（未刊）が作成され、史料が公開されている。

岡田村は、上田藩松平氏が領した川中島飛地にあり、享保一五年（一七三〇）岡田村明細帳によれば、村高一三三四石、家数一八七軒、人数八八五人である。寺澤家の持ち高は、寺澤道孝（享保六（一七二一）〜明和七（一七七〇））が家督を相続した延享三年（一七四六）時点で四〇石四斗程、直興（宝暦一（一七五一）〜天保二（一八三一））が相続したときには四七石余であり⁽²⁾、一部を手作するとともに、小

作地経営を主な収入源とする上層農民であった⁽³⁾。

寺澤直興については、筆者はすでに拙稿「『書物の思想史』研究序説―近世の上層農民の思想形成と書物―」⁽⁴⁾を書いた。寺澤家文書には直興が執筆した文書等がいくつもあり、その分析によつて、直興の蔵書形成、読書、思想形成の過程を追跡することができる。上層農民の思想形成の過程を晩年まで丹念に終える稀有な事例の一つであり、筆者がいま最も注目している人物である。

本稿で紹介するのは、『書物直段付覚』（寺澤家文書一〇〇）である。表紙のまん中に書名、その両側に「安永九年 寺沢氏」「子十二月 一慎齋」とあり、寺澤直興（一慎齋は直興の号と推定）が安永九年（一七八〇）に作成したものである。表紙を含めて全六丁。表紙の裏から本文が

始まり、「松本白木屋付」^{改訂} 一、前大平記 代式拾式
 匁五分^{改訂} 一、大平記 代拾五匁」と、書名と値段を書
 き記している。末尾一丁半は、「通俗類目録」として『通
 俗武王軍談』等の通俗漢軍書を二三部にわたって列挙して
 いる（この項には値付はない）。

松本白木屋とは何か。鈴木俊幸氏によれば、筑摩郡松本
 本町に白木屋という書肆（当主与兵衛）があつた。明和七
 年（一七七〇）に『早引節用集』を出版したが、大坂書肆
 より重板の嫌疑がかかり版木と摺本を没収されている。「白
 与」（つまり白木屋与兵衛）の仕入印を押した書物が二冊
 現存していることから、一八世紀後半には書物の小売も行
 っていたが、その営業のなかみについてはわからないとい
 う。⁽⁵⁾

寺澤直興が、この白木屋から書物を購入していたことは、
 直興筆の『永代万重宝記』（寺澤家文書八二）から知るこ
 とができる。⁽⁶⁾

松本白木や二而左之通、安永八年亥年

十神祇要編 四冊 代五匁八分

同

一 四声字引 全 代拾匁五分

一 糸んきやう 全 代匁五分

一 梅花心易 五冊 代四匁九分

安永八年亥十月改

一 印形一ツ 松代二而

代五匁

同十二月 古本

一 三匁 古文五冊

一金五拾匁式分 亥年

弘方合

（中略）

子三月 松本分

一 四書理諺鈔 代金拾四匁

安永八年（一七七九）に、直興は白木屋より購入したと
 して四部の書物をあげている。そのうち、『神祇要編』に

ついで、墨で線が引かれている。直興の『書物目録』（寺澤家文書二四八）⁽⁵⁾には、この書物の名がみえず、購入後取り消したのであろうか。また、『四書理諺鈔』も「松本分」購入したという。これも白木屋であろうか。

さて、『書物直段付覚』は翌安永九年一月に執筆されたものである。内容を見ると書名と値段を列挙している。興味深いことに、たとえば『毛詩鄭箋』について二種類の値段が付いている。一つは一九匁五分、もう一つは一七匁五分、値段の異なる二つの『毛詩鄭箋』があったことがわかる。また、『呉越軍談』の項では、一三匁より一八匁と幅をもった値段設定をしているのは、三種以上の『呉越軍談』を取り扱っているということであろうか。いずれにせよ、こうした記載から、本史料が（直興が白木屋から購入した書物の購入台帳ではなく）、白木屋が小売のために店においている書物の値段（白木屋の売弘め目録）を直興が書き留めたものであることがわかる⁽⁶⁾。もちろん直興の関心によって取捨選択されている可能性はあるが、本史料により白木屋の営業実態が初めて明らかになったのである。

〔翻刻〕

更級郡岡田村寺沢家文書・7-12-100、横半帳

（表紙）

安永九年寺沢氏

書物直段付覚

子十二月 一 慎齋

（表紙ウ）

松本白木屋付

一 前太平記

代式拾式匁五分

一 大平記

代拾五匁

一 同かな本

代拾壹匁

一 漢楚軍鑑

代式拾匁

一 武王

代拾五匁分上

一 呉越

十三匁分十八匁

一 国字弁二冊

七匁五分

一 印形秘決手本一冊

（一丁才）

代式匁五分

一 古状三ツ

三匁

一 実語經四ツ

式匁

一 和漢算法七冊	七匁	一 詩經朱註	十五匁
一 後大平記	廿匁	一 孝經國字一	貳匁八分
一 三國志	四十匁分六十匁迄	一 唐詩國字三	廿老匁
一 拾三匁	五經	一 古文諺解十	十式匁
一 連珠詩格	貳匁五分	一 中臣註	五匁分段々
一 古文	貳匁五分	一 神代卷註解	七匁五分
一 古文前集	老匁	一 神祇要編	五匁八分
(二丁ウ)		一 書經孔安國註	十三匁八分
一 小学	四匁	(二丁ウ)	
一 児解	四匁五分	一 四書理諺鈔十	拾五匁
一 古文かな付	老匁八分	一 五經無点	貳字貳匁五分 二十匁
一 男重宝記	老匁五分	一 同古注 新本	三十九匁五分
一 校正韻鏡	老匁	一 礼記	十三匁五分
一 小学詳解	半本一二冊	一 書經	十三匁五分
一 代四匁		一 易	十三匁五分
一 古文前集三	老匁	一 詩經	十九匁五分
一 同後集	貳式匁貳分	一 春秋左傳	三十匁分一兩迄
一 神レ鬼論	老匁	一 同集註 書經	十匁
(二丁才)		一 秋易	拾貳三匁
一 毛詩鄭箋	十九匁五分 十七匁五分	一 詩經	十三匁分十八匁迄

一 本朝年代記

拾三匆

(三丁才)

一 日本書籍考二

六匆五分

一 世事根元二

四匆五分

一 小学句讀八

六匆八分

一 小学備考貝原先生撰也

代九匆

一 弁千録四

七匆五分

一 古經古註

式匆八分

一 同左氏

式匆五分

一 改正字引四声字册

七匆五分

(三丁ウ)

一 小字引

五十八匆

一 武家評林

五匆五分

一 千字文三躰一册

三匆五分

一 梅花心易明鏡二册

● (七力) 匆八分

一 同掌中指南五册

五六匆

一 神代私説八册

壹匆五分

一 大極図説頭書一册

式匆

(四丁才)

一 字引安永開板上

拾匆五分

一 古文諺解

上下册
本

十九匆五分

一 糸ん鏡易解大全五册

拾壹匆

一 前々大平記

式十式匆三分

一 蒙求俚諺補闕鈔

上下册
合七册

代拾匆七分

一 和漢年表録全

式匆六分五迄

一 増補名数大全

式匆七分

(四丁ウ)

通俗類目録

異朝王代一覽

前編五十卷

大昊伏羲氏ヨリ始

落下儒医

新皇王莽迄

尾田玄古述

異朝王代一覽

正編五十卷

後漢光武ヨリ

馬場信武丁(コト)也

宋衛王帝迄

同作

異朝王代一覽

後編三十卷

大元世祖ヨリ

同作

大清康熙五年迄

通俗武王軍談 二十五卷

通俗吳越軍談 十九卷

(裏表紙才)

通俗戰國策 十八卷

通俗漢楚軍談 十五卷

兩漢紀事 二十卷

續後紀事 十卷

通俗三國志 五十卷

通俗續三國志 三十七卷

通俗續後三國志 五十八卷

同東晉軍談 五十卷

同南宋軍談 五十卷

同南齊軍談 四十卷

(裏表紙ウ)

同北魏南梁軍談 二十三卷

同三朝軍談 二十卷

同唐太宗軍談 二十卷

同唐玄宗軍談 二十卷

同五代軍談 二十四卷

和語精忠傳 三十卷

通俗元明軍談 二十卷

同大明軍談 二十卷

【注】

(1) 岡田村の庄屋は、享保年間以降は清水家と大沢家のうちいずれかが務めたが、天保五年から寺澤家加わり、三家のうち、二家が庄屋を務めている。館林弘毅「近世後期上田藩領川中島飛地における長百姓の地位―文書作成過程を通してみた場合―」『長野県立歴史館研究紀要』7、二〇〇一)

(2) 寺澤直興が、文化四年(一八〇七)に作成し文政九年に「追書」した『寺澤氏代々記』(寺澤家文書二八〇『先祖代世記』二冊の内)による。

(3) 佐藤常雄「解題」『日本農書全集39 地域農書4』(『日本農書全集39 地域農書4』農産漁村文化協会、一九九七)なお、佐藤氏によれば、明和八年(一七七二)には、二四九俵(一俵もみ五斗入り)の小作もみと八八俵の手作もみが寺澤家の穀蔵に収められたという。

(4) 拙稿「『書物の思想史』研究序説―近世の上層農民の思想形成と書物―」『一橋論叢』一三四―四、二〇〇五

(5) 鈴木俊幸編『近世信濃における書籍・摺物の文化につ

いての総合的研究』科学研究費補助金研究成果報告書、二〇〇三、鈴木俊幸「地方書商の成長と書籍流通―信州松本書肆高美屋甚左衛門を例に―」（『歴史評論』六六四、二〇〇五）等、参照。

(6) 『永代万重宝記』には、「明和七庚寅歲 春三月大吉祥日」の年記がある。直興にとつて明和七年（一七七〇）

三月とは、二月二十九日に父道孝が没し、数え二十歳で家督を継いだ直後であった。家督継承を期して、『永代万重宝記』を書き始めたのである。「万」の名が示す通り、父から相続した田畑とその石高や小作地及び小作人の名から、貸借金や物品購入までが事細かに記載されている。「木綿時時分」云々と農業技術を書き留めたり処世訓まで説いている。筆者の確認では、天明六年（一七八六）の記事があり、直興は二〇歳から三〇代半ばまでの長期にわたつてこの帳面を手近に置き記載し続けたこととなる。

(7) 『書物目録』の表紙には「文化元甲子歲」、「春正月吉祥日」という年記があり、裏表紙には、「川中島岡田邑 寺澤直興」と署名がある。13丁の途中（表）まで墨付き、以下数丁の余白。

(8) 安永八年の購入書目に名が拳がつている、『神祇要編』『四声字引』『ゑんきやう（韻鏡）』『梅花心易』、そし

て『四書理諺鈔』は、いずれも『書物直段付覚』に載っている。この事実は、『書物直段付覚』が白木屋の充弘め目録であることを裏打ちしているといえよう。なお、前稿において、『神祇要編』を『神祇要論』と誤読した。ここで訂正しておきたい。

【附記】寺澤家文書の閲覧に際しては、長野県立歴史館の方々にお世話になりました。この場を借りて御礼申し上げます。